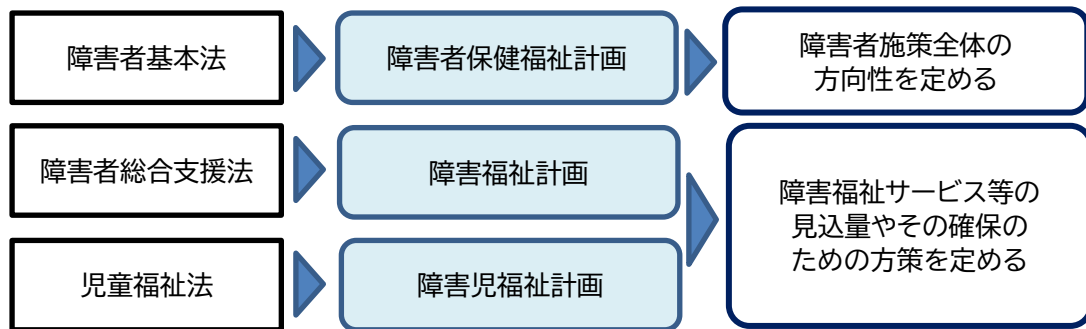


次期「仙台市障害者保健福祉計画」、「仙台市障害福祉計画（第7期）」
及び「仙台市障害児福祉計画（第3期）」の策定について

1 策定の趣旨

- ・ 障害者基本法第11条第3項に基づき、本市の障害者施策全体の方向性を定める「市町村障害者計画」として次期「仙台市障害者保健福祉計画」を策定する。
- ・ 障害者総合支援法第88条第1項に基づき、本市の障害福祉サービスの見込量及びそれを確保するための方策等を定める「市町村障害福祉計画」として「仙台市障害福祉計画（第7期）」を策定する。
- ・ 児童福祉法第33条の20第1項に基づき、本市の障害児通所支援等の見込量及びそれを確保するための方策等を定める「市町村障害児福祉計画」として「仙台市障害児福祉計画（第3期）」を策定する。

【図：各計画と法律の対応】



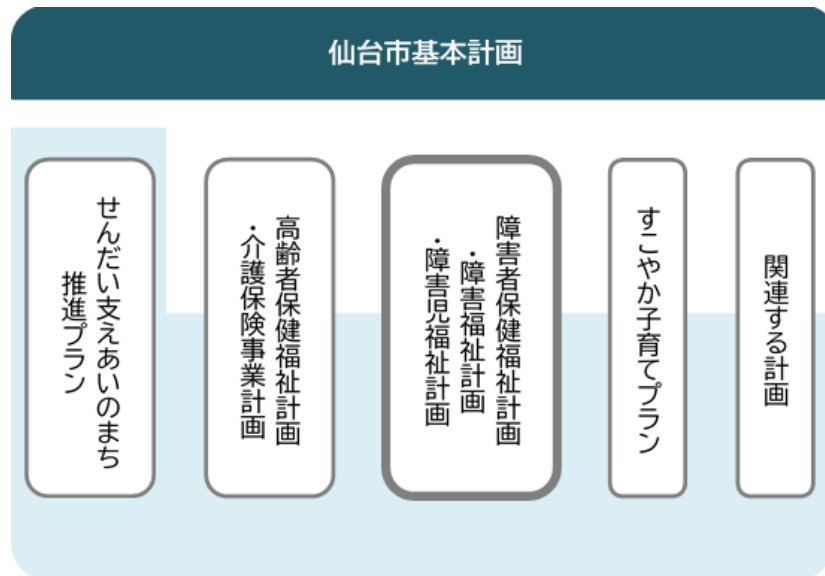
2 計画期間

- ・ 障害者保健福祉計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間とする。
- ・ 障害福祉計画（第7期）及び障害児福祉計画（第3期）は、令和6年度から令和8年度までの3年間とする。
- ・ 令和8年度の障害福祉計画（第8期）及び障害児福祉計画（第4期）の策定とあわせて、障害者保健福祉計画の中間評価を行う。

年度	平成30年度 ～令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度 ～11年度
各計画	仙台市障害者保健福祉計画（現行）				次期		中間評価	
		仙台市障害福祉計画（第6期）			第7期			第8期
		仙台市障害児福祉計画（第2期）			第3期			第4期

3 計画の位置づけ

- ・ 仙台市基本計画を上位計画とし、計画の目指す都市の姿の実現に向けてその他各種関連計画と緊密に連携し、障害のある方に関する施策を総合的に推進する計画として策定する。



4 策定の進め方

- ・ 仙台市障害者施策推進協議会において計画の在り方について審議する。
- ・ 令和4年度に実施した「障害者等保健福祉基礎調査（アンケート調査およびヒアリング調査）」等により把握した、市内に在住する障害児・者等の実態、障害保健福祉サービスの利用動向及び利用意向、市民の障害児・者に対する理解の状況等を踏まえ策定する。
- ・ 「障害者自立支援協議会」や「精神保健福祉審議会」、「発達障害者支援地域協議会」等の外部委員会等での議論を踏まえ策定する。
- ・ パブリックコメントを実施し、市民や支援団体等の意見を公募する。

5 計画策定スケジュール

日 程	内 容
令和5年5月～	障害者施策推進協議会を7回開催 5月18日 障害者保健福祉基礎調査結果報告，課題整理 7月26日 次期計画の構成および視点，テーマ別議論(就労) 8月29日 次期計画の方向性(理念，基本目標)，テーマ別議論(人材) 9月20日 次期計画の到達目標・見込量，テーマ別議論(障害児) 10月26日 中間案骨子，関連機関報告 11月28日 中間案，パブリックコメント概要 ※12月～パブリックコメント募集 3月12日 パブリックコメント報告，答申案
令和6年3月	答申，計画策定

※令和5年9月以降の記載は現時点での予定